

第87回 教育研究評議会（臨時） 議事要旨

日 時 平成21年12月3日（木） 13:30～14:22
場 所 事務局第3会議室（4階）

議題1．教員の人事事項について（資料1～9）

[出席評議員] 27名

吉田学長

（理事）石田、島、中山、前田

（学部長等）木部、石川、河原、内田、清原、宮嶋、榮鶴、吉田、植村、福井、住吉、岩元、米田、
野呂、越塩、采女、安部、菅沼、井上、中河、門

（事務局長）盛本

[欠席評議員] 3名

（学部長等）長岡、高松、松山

[オブザーバー]

坂東監事

（副学長）仙波、阿部

（学長補佐）前田

[事務局]

（部長）丸山

（課長）鶴飼、執行

はじめに学長から、本件については評議員のみで審議し、オブザーバー出席は、坂東監事、副学長、前田学長補佐（法務担当）、総務部の関係職員のみとし、守秘義務がある旨の説明があった。

議題1．教員の人事事項について（資料1～9）

学長から、教員の不祥事案について、職員懲戒規則第4条第1項により審議願いたい旨諮られた。

審議するにあたり、学長から、事実関係の確認及び処分の種類・量定等を検討するため、職員懲戒規則第2条に基づき、懲戒に関する調査委員会を設置した旨の説明があった。

引き続き、学長から事案の概要について説明があり、調査報告書を黙読願った後、種々意見交換が行われた。

次に、審査説明書（案）について諮られ、審議の結果、本件については懲戒処分するに値するとし、その処分の種類及び量定については、投票により行うこととなり、開票の結果、出席した評議員の過半数により原案どおりとなった。

この結果、職員就業規則第52条第4号、第5号及び第8号により懲戒処分とすることとし、その懲戒については、同規則第51条第1項第1号により懲戒解雇とし、審査説明書を、本日付けで交付することとなった。

また、大要以下のとおり説明があった。

- ・処分対象者は、審査説明書受領後14日以内に陳述の請求ができること。
- ・陳述の請求があった場合は、教育研究評議会を開催する必要があること。

- ・陳述の請求が無かった場合は、役員会の議を経て学長が処分の決定を行うこと。
- ・本日中に、事案の概要について資料9により報道各社へ配付予定であること。また資料9と同内容のメールを部局長等へ送付するので、各部局等における所属職員への周知、教授会等での説明に利用願いたい。

配付資料

- 資料1．審査説明書(案)（終了後回収）
- 資料2．懲戒に関する調査委員会「調査報告書」（終了後回収）
- 資料3．国立大学法人鹿児島大学職員就業規則（抜粋）
- 資料4．国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則
- 資料5．国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則第6条に基づく懲戒処分の指針
- 資料6．国立大学法人鹿児島大学職員の懲戒に関する調査委員会要項
- 資料7．国立大学法人鹿児島大学職員の懲戒に関するフローチャート
- 資料8．新聞記事
- 資料9．職員の不祥事について（報道各社へ配付予定の資料）